令和９年度

保育施設入所の手引き

新規申込用



もくじ

１．施設選びのフローチャート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２．保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
３．保育所等入所申込から利用決定までの流れ　・・・・・・・・・・・・　３
４．広域入所に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
５．入所申込に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５
６．入所申込書の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
７．入所の利用調整とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
８．利用者負担額（保育料・副食費）について・・・・・・・・・・・・・１３
９．幼児教育・保育の無償化について　・・・・・・・・・・・・・・・・１６
１０．その他の保育サービスについて　・・・・・・・・・・・・・・・・１７
１１．施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

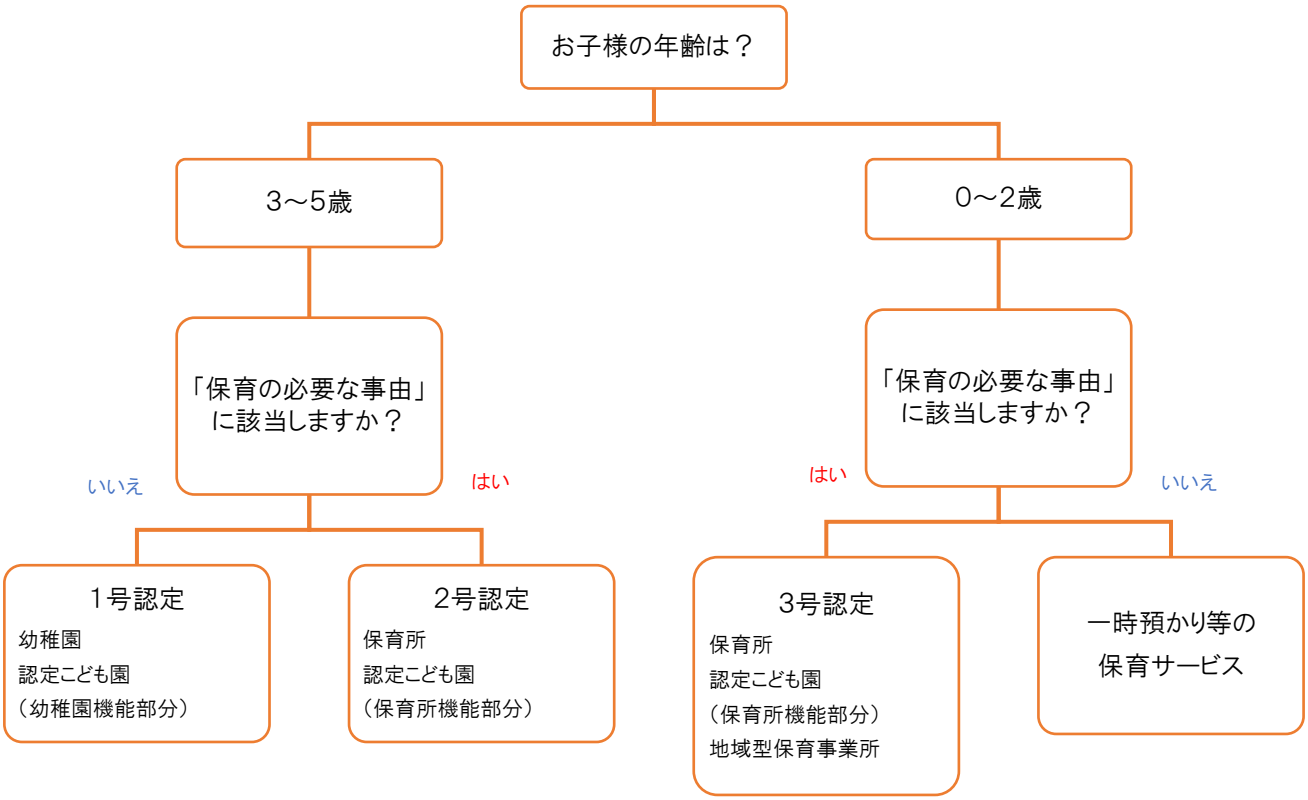
令和８年１１月

ー　新居浜市　ー

問い合わせ先
新居浜市福祉部こども局こども保育課
電話　0897-65-1582（直通）

1．施設選びのフローチャート

新居浜市では、お子様をお預かりする施設等について、次のとおり選ぶことができます。
下の図を参考にして、ライフスタイルにあった施設等を選択してください。



●年齢は「令和９年度クラス別年齢表」（P2）をご確認ください。
●１号認定は、満３歳のお子様も入園可能です。
●１号認定のうち、保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用している場合、無償化の対象（上限あり）となります。（P16）

【教育・保育施設の種類】

施 設 区 分	内　　容
幼　稚　園 （１号認定）	３～５歳のお子様を対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
保　育　所 （２・３号認定）	保護者が仕事や病気などの理由により、家庭内で、お子様の保育ができない場合に、保護者に代わって保育を提供する保育施設です。
認定こども園 （１・２・３号認定）	０～５歳のお子様を対象に、保育所と幼稚園の両方の利点を生かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設です。
地域型保育事業所 （３号認定）	少人数でお預かりし、家庭的にきめ細やかな保育を行います。 ０～２歳のお子様が対象となります。

【令和９年度クラス別年齢表】

クラス年齢	生　年　月　日	入所期限	
		保育所	乳児園・地域型保育事業所
０歳児	令和　９年４月２日～令和１０年４月１日	令和１６年３月３１日	令和１３年３月３１日
	令和　８年４月２日～令和　９年４月１日	令和１５年３月３１日	令和１２年３月３１日
１歳児	令和　７年４月２日～令和　８年４月１日	令和１４年３月３１日	令和１１年３月３１日
２歳児	令和　６年４月２日～令和　７年４月１日	令和１３年３月３１日	令和１０年３月３１日
３歳児	令和　５年４月２日～令和　６年４月１日	令和１２年３月３１日	
４歳児	令和　４年４月２日～令和　５年４月１日	令和１１年３月３１日	
５歳児	令和　３年４月２日～令和　４年４月１日	令和１０年３月３１日	

２．保育の必要性の認定

保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下、保育施設といいます。）を利用するためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。新居浜市では教育・保育施設利用の申込み手続きと教育・保育給付認定申請を兼ねて行います。※「保育の必要性の認定」は、保育の必要性の有無を判定するものであり、入所の可否を決定するものではありません。

（１）保育を必要とする事由・認定期間

「保育の必要性の認定」は、保護者からの教育・保育給付認定申請に基づき、市が認定を行い、支給認定証を発行します。認定結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期などは、申請後発行まで３０日を超える場合があります。

	保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量の区分
１	月６４時間以上（１日４時間以上）の就労	小学校就学前まで	標準時間または短時間
２	妊娠・出産	出産予定月の前後各２か月	標準時間
３	保護者の疾病、障がい	小学校就学前まで	標準時間
４	親族の介護・看護（１日４時間以上月６４時間以上）	小学校就学前まで	標準時間または短時間
５	災害復旧にあたっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	標準時間
６	求職活動	90 日を経過する日が属する月の末日まで	短時間
７	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む・１日４時間以上月６４時間以上）	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	標準時間または短時間
８	虐待やＤＶのおそれがあること	小学校就学前まで	標準時間
９	育児休業取得の際に、すでに保育所利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合	育児休業期間	短時間
１０	その他上記１～９に類すると市が認めた場合	小学校就学前まで	標準時間または短時間

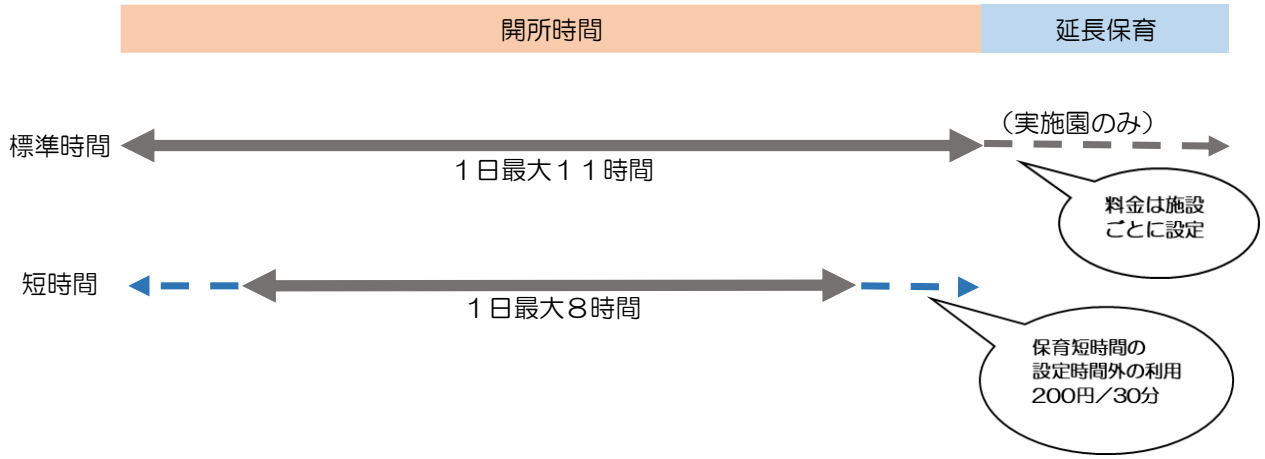
●３号認定の認定期間は、３歳の誕生日の前々日までとなります。以降、市が認定区分を２号認定に切り替えて支給認定証を発行しますので、申請は不要です。認定期間は就学前までとなりますが、上記に該当する場合はそちらが優先されます。

（２）保育必要量の区分

保育必要量とは、就労時間等に応じて保育所等を利用できる時間です。

●標準時間・・・１日最大１１時間まで利用可能（月 120 時間以上の就労等）

●短時間・・・・１日最大８時間まで利用可能（月 64 時間以上の就労等）



※各施設の利用できる時間帯（開所時間、延長保育、短時間の設定時間）は、Ｐ１９～２０をご確認ください。

※通勤時間等により短時間認定では仕事に間に合わない等の場合は、園またはこども保育課までご相談ください。

３．保育所等入所申込から利用決定までの流れ

入所希望日	令和９年４月１日	年度途中（毎月１日付）
入所可能児童数の公表	―	毎月２５日頃翌々月の入所可能児童数をホームページにて公表
受付期間	**令和８年１１月２０日（金）から１２月４日（金）まで**	**入所希望月の前月の１０日まで　※土・日・祝日を除く** ※１０日が土日祝の場合はその前平日まで
受付場所	**第１希望の保育施設** ※第１希望の施設で必要書類を受け取り、受付期間内に当該施設へ提出してください。 入所希望児童の面接も行っておりますので、お子様も一緒にお連れください。 ※申込書は第１希望の施設にのみ提出してください。複数施設に提出された場合は無効です。 ※入所は先着順ではありません。入所調整により決定します。 ※希望する施設の保育の内容や実費負担の利用料等については、事前に各施設に確認してください。入所調整により第１希望以外の施設になる場合も同様にご確認をお願いします。	
保育の必要性の認定	P2～３参照	
入所調整	P１１～１２参照	
結果通知	**令和９年２月下旬に郵送予定**	**入所希望月の前月２０日頃に郵送予定**
	※入所保留となった場合は、入所承諾保留通知及び入所申込書の写しを送ります。その後は毎月入所調整を行い、入所可能となった場合に連絡します。	
受付期間内の申込ができなかった場合	**最終締切：令和９年２月２６日（金）**	翌月の入所調整になります。

●入所申込書提出後、変更が生じた場合はこちらをご確認ください。

入所希望日	令和９年４月１日	年度途中（毎月１日付）
希望施設の変更	**申込受付期間後の変更はできません。** ※ただし希望月の入所が保留になった場合、翌月以降の希望園の変更については、こども保育課へお問い合わせください。	
申込内容の変更	書類未提出または保育が必要な事由の変更	
	最終締切 **１２月２８日（月）こども保育課必着**	（締切） 入所希望月の前月１０日（10 日が土日祝の場合はその前平日） ・上記締切を過ぎての提出は減点します。
	家庭状況の変更	
	１２月２８日までにこども保育課で変更手続きをしてください。 ※採点は、令和９年１月１日の世帯状況を基準とします。	申し込み時点での世帯状況を基準として採点しますが、入所希望月初日までに変更の予定がある場合は、こども保育課へお知らせください。
入所申込の取下げ	第１希望の保育施設またはこども保育課へお知らせください。 ※入所申込取下げ書の提出が必要です。	

※期限経過後の変更につきましても、状況が変わり次第お手続きをお願いします。

４．広域入所に関すること

住所地以外の市町村の保育施設に入所を希望する場合、市町村間で調整等を行います。利用には条件があり、双方の市町村が広域入所の取り扱いをしている場合にのみ可能となります。

住所地（住民登録している市町村）		申込先	必要書類	利用条件	受付期間
新居浜市	転出予定	転出先の市町村または新居浜市（転出先に要確認）	新居浜市の様式（転出先に要確認。転出先の様式を利用する場合もあります。）	転出	希望施設のある市町村の締切日（新居浜市に提出する場合はその１週間前まで）
	転出以外	新居浜市	新居浜市の様式	希望施設のある市町村に職場がある、里帰り出産等（希望施設のある市町村に要確認）	
新居浜市外	転入予定	新居浜市内の保育施設または新居浜市	新居浜市の様式	入所月の初日までに転入	入所希望月の前月１０日まで（10日が土日祝の場合はその前平日） 転入予定以外は締切に間に合うよう、住民登録している市町村へ提出
	転入以外	住民登録している市町村	住民登録している市町村の様式	新居浜市に職場がある、里帰り出産等	

●郵送でのお手続きの場合、期日に余裕をもってお手続きください。

●広域入所の場合、**保護者が希望施設のある市町村に申請前に確認**（市外在住者の申込みが可能か、申し込み締め切り日、必要な書類等）のうえ、お手続きください。

●原則として市内・市外の保育施設に併願して申込みはできません。

５．入所申込に必要な書類

（１）全員必要な書類

- **教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書**（入所を希望する子ども一人につき１枚必要です。）
- **保育の必要性を証明する書類**（P６）
- **マイナンバーに関する書類**（P７）
- **問診票**（０歳児は母子手帳の検診の記録）

（２）該当する方のみ必要な書類

１．ひとり親家庭（住民票の異動が必須です）	
a. 児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書
b. ひとり親家庭医療を受けている	ひとり親家庭医療費受給者証
c. 離婚を前提とした別居の場合	事件係属証明書など離婚調停中であることがわかるもの
d. a～c のいずれもない場合	戸籍謄本（離婚の記載があるもの）
２．家族に障がいのある方がいる家庭	
特別児童扶養手当を受けている	特別児童扶養手当認定通知書など
障がいの手帳を受けている方がいる	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
障害基礎年金を受けている方がいる	年金証書
３．生活保護を受給している家庭	生活保護の受給証明書など
４．生計中心者が失業している家庭	退職事由が確認できる書類（雇用保険受給資格者証等）
５．認可外保育施設を利用している家庭	認可外保育施設等受託証明書 ※２か月以上かつ１６日/月以上かつ４時間/日以上利用している場合が対象
６．未就学児のきょうだいが保育所等に入所しない家庭	兄弟姉妹が保育所等に入所しない申立書
７．同居家族以外で、保護者と生計を一にしている家族がいる家庭	同居家族以外の特定被監護者申立書
８．令和８年１月２日以降に新居浜市に転入してきた家庭または転入予定の家庭	市民税決定通知書の写しまたは所得課税証明書 ・令和９年４～８月入所：令和８年度分（令和８年１月１日は市外在住） ・令和９年９～令和１０年３月入所：令和９年度分（令和９年１月１日は市外在住）
９．入所申込時点で新居浜市に転入していない家庭	転入に関する誓約書
１０．祖父母と同居している家庭	①同居する祖父母が６５歳未満の場合は、保育の必要性を証明する書類（P６） ②**保護者（児童の父母）**の直近３か月の収入状況がわかるもの(給与明細等)　（①・②両方必要）
１１．海外勤務をされている家庭	勤務先からの給与の支払い証明など、海外での収入がわかる書類を提出してください。（外国語で記載されている場合は和訳文の添付をお願いします。）
１２．里親の委託を受けている場合	里親委託（措置）決定通知書など
１３．保育士等として就労する場合	保育士等就労に関する申出書
１４．育児休業から復職する場合	申立書 （復職日が入所可能な育児休業期間を超えている場合のみ）

●保育の必要性を証明する書類

※就労証明書の証明日は令和８年 11 月１日以降のものを有効とします。（４月申込の場合）

<table>
<tr><th colspan="3">状　　況</th><th>書　類　名</th><th>父</th><th>母</th></tr>
<tr><td rowspan="4">就　労</td><td>会社員・パート・
法人化している自営業</td><td></td><td>就労証明書（事業所の担当者記入のもの）
（産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日の記載が必要。入所可能な育休期間を超えている場合は、入所内定時育休短縮可否の欄（可または可（予定））にチェックが必要。</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法人化していない自営業
（農漁業含む）</td><td>自営業主</td><td>①就労証明書（自営中心者記入のもの）
②(ｱ)～(ｴ)のいずれかのコピー
(ｱ)確定申告書または市県民税の申告書
(ｲ)開業届（開業後１年以内）
(ｳ)営業許可書（開業後１年以内）
(ｴ)収支がわかる帳簿等　（①・②両方必要）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td>自営業主以外</td><td>①就労証明書（自営中心者記入のもの）
②(ｱ)～(ｵ)のいずれかのコピー
(ｱ)確定申告書（事業専従者であることが確認できるページ）
(ｲ)市県民税の申告書（収入があることがわかるもの）
(ｳ)源泉徴収票（就労証明書を発行した事業所が発行するもの）
(ｴ)給与明細３か月分
(ｵ)自営業主の②のいずれか　（①・②両方必要）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td>内職</td><td></td><td>①就労証明書、②タイムスケジュール、③支払明細書等稼働していることがわかるもののコピー（３か月分）　（①～③すべて必要）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊娠・出産</td><td></td><td>母子健康手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td rowspan="2">疾病・障がい</td><td>病気である</td><td></td><td>病院等の診断書のコピー（家庭内保育が困難である旨記載のもの）
※申込日時点で作成後６か月以内のもの</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td>障がいがある</td><td></td><td>①身体障害者手帳、②精神障害者保健福祉手帳、③療育手帳④病院等の診断書　（①～④いずれかのコピー）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">病人等の看護・介護をしている</td><td></td><td>①介護（看護）申立書（タイムスケジュールを記入）
②介護・看護状況がわかる診断書または状況がわかるもの（身体障害者手帳等）のコピー　（①・②両方必要）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">被災し復旧にあたっている</td><td></td><td>罹災証明</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">求職活動(起業準備含む)</td><td></td><td>求職申立書
(入所後３か月以内に就労証明書等が提出されない場合退所となります)</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">就学(職業訓練を含む)</td><td></td><td>①就学申立書、②在学証明書、③カリキュラム等がわかるもの　（①～③すべて必要）</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td colspan="2">虐待・DV</td><td></td><td>保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
</table>

●マイナンバー（個人番号）確認に必要な書類（※申請者（代表保護者）のみ）

教育・保育給付認定に係る手続きの際、マイナンバーの記載が必要になります。

また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

<table>
<tr><td colspan="2">１．マイナンバーカードがある場合</td><td>マイナンバーカードの両面コピーを提出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２．マイナンバーカードがない場合</td><td>①番号確認書類＋②身元確認書類を提出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">①番号確認書類
（１）～（３）のいずれか１点</td><td>（１）申請者（保護者）のマイナンバー通知カードのコピー
（２）マイナンバー記載の住民票のコピー
（３）マイナンバー記載の住民票記載事項証明書のコピー</td></tr>
<tr><td rowspan="2">②身元確認書類</td><td>A 顔写真あり</td><td>運転免許証やパスポート、身体障害者手帳などのいずれか１点</td></tr>
<tr><td>B 顔写真なし</td><td>公的資格確認書や住民票、その他官公署からの発行書類で、住所氏名生年月日の記載のあるものなどのうち２点</td></tr>
</table>

●特別な配慮が見込まれる場合に必要な書類

入所申込児童に疾病等がある場合、安全な保育を実施するにあたり、主治医の意見書や診断書などを提出していただくことがあります。

【入所申込するときにチェックすること】

Q&A はコチラ

（１）入所申込児童の年齢は、利用希望の保育施設に該当していますか？

P1～２・P１９～２０をよくご確認ください。

４月入所を希望する児童が申込時点で生まれていない場合、原則として令和９年１月末までに出産予定の方は入所申込が可能です（２月以降の出産となった場合は、４月の入所調整の対象とはなりません。）。母子手帳のコピー（保護者名及び出産予定日がわかるページ）が必要です。

出産後は速やかにこども保育課まで連絡し、申込児童氏名の届出などを行ってください。なお、申込み期間は他の４月１日入所の受付期間と同じです。

（２）入所決定した場合、通える園を希望していますか？

入所決定後に辞退されると、園に迷惑がかかり、他の方が利用できなくなる場合があります。入所申込書の希望施設は、ご家族でよく相談し、利用する意思のある施設をご記入ください。

（３）育児休業から復職する場合はご確認ください。

※育児休業から復帰する予定で入所決定した方で、実際に復職していない場合は入所取消（退園）の対象となりますのでご注意ください。

（「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社に復帰し、仕事に就くことです。）

●**就労証明書の育児休業終了日が１日～６日**：育児休業終了日が属する月の前月から入所可能

（例：４月入所の場合、育児休業終了日が５月６日までの方が対象）

●**就労証明書の育児休業終了日が７日～月末**：育児休業終了日が属する月の当月から入所可能

（例：育児休業終了日が５月７日の場合、５月入所から申込可能）

※就労証明書の育児休業期間が、入所可能な育児休業期間を超えている場合、原則入所申請はできません。ただし、就労証明書により入所内定時に育児休業期間を短縮できることが確認できる場合は申請可能です。別途申立書も提出してください。また、入所決定後、入所するまでに短縮した育児休業期間及び復職日が記載された就労証明書を再度提出してください。

●保育施設へ入所できなかった場合に発行する入所承諾保留通知は、希望施設に入所できなかった場合に発行する書類です。**入所辞退した場合や受付期間に入所申込がなかった場合は発行できません。**

※令和７年４月より、育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きに、入所申請書の写しが必要となりました。なお、一度市に提出した書類は、写しであってもお返しすることはできません。

※育児休業給付金の申請については、ハローワークにお問い合わせください。

●派遣会社に雇用され育児休業を取得している場合の「復職」とは、同じ派遣会社に復帰することを指します。その際、派遣先が以前と違う場合でも復職に該当します。ただし、派遣先が同じでも異なる派遣会社に入社したり、派遣会社を退職した場合は、入園取消（退園）の対象となります。

●現在、育児休業中で実施継続申し立てにより入所している児童の転園は認められません。
（乳児園または地域型保育事業所を２歳児で卒園されることに伴った転園の場合は、この限りではありません。）

【注意事項】

・保育の必要性を証明する書類（添付書類含む。）の提出が期日までにない場合は、入所調整において減点します。雇用期間や就労時間など採点に関する記載の不備により返却した場合も、期日までにご提出ください。

・確定申告書または市県民税申告書の写しは、申請時点で最新のものをご提出ください。
（例）令和９年度４月入所申込の場合→令和８年度（令和７年の収入分）の申告書の写し

・開業してから１年経過しておらず確定申告または市県民税の申告をしていない場合は、別途書類の提出をお願いします。
（例）令和８年４月に開業の場合→開業届や営業許可書等（提出のない場合は減点します。）
令和７年１１月に開業の場合→令和８年度（令和７年の収入分）の申告書の写し

・産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日を記載してください。記載のない場合の加点はありません。

・保育士等として就労する場合、就労証明書のほかに「保育士等就労に関する申出書」も一緒にご提出ください。

・提出された書類のみでは判断できない場合、そのほかの状況がわかる書類の提出を依頼する場合があります。

【保育施設の利用にあたってのお願い】

ご家庭によって個々の事情があるとは思いますが、お子様にとりまして保育施設が安心安全な場所となり、今後とも安定的で円滑な運営ができますよう、次の点について、ご協力をお願いします。

●勤務等の時間帯に合わせて保育施設をご利用いただくこと。

●土曜日等で仕事が休みの場合など、家族どなたかが保育の時間を確保できるといった場合には、家族でお子様と一緒に過ごす貴重な時間をもっていただくこと。

●お子様の体調がすぐれない場合には、可能な限り家庭内で保育していただくこと。

6．入所申込書の記入例

⑨

（宛　先）
新居浜市長

施設管理者

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書
兼入所(園)申込書(令和9

入所事業所
記入しないでください。

現在利用している施設がある場合のみご記入ください。

※現在利用している施設がある場合
（利用施設名：　　）

提出する日を記入してください。

申込日	令和　8　年　12　月　1　日

代表保護者は支給認定証等に記載される保護者です。また口座振替（市へ納める場合）をする場合の納入義務者となります。すでに在園しているきょうだいがいる場合は、同じ保護者を代表保護者としてください。

（申請者）代表保護者	住所	新居浜市		
	氏名（自署）			
電話番号	第１連絡先	090-****-****	児童との続柄	父・母・その他（　）
	第２連絡先	080-****-****	児童との続柄	父・母・その他（　）
	第３連絡先	090-****-****	児童との続柄	父・母・その他（　）

優先度の高い順に連絡先を記入してください。

児童	氏名	児童のマイナンバー（個人番号）	生年月日	性別	教育・保育給付認定番号
	フリガナ　ニイ　ジロウ 新居　次郎	1234－5678－9001	令和　5年　5月1日生 3才（令和9年4月1日現在）	男・女	（既に認定証の交付を受けている場合記入）

申込み対象児童本人以外の同居している親族等全員について記入してください。単身赴任の保護者や生計同一で別居している世帯員がいればあわせて記入してください。

年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢を記入してください。

① 世帯の状況

	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年令	勤務先（職業）又は学校名等	マイナンバー（個人番号）	備考
保護者	ニイ　ハマロ 新居　浜郎	父	S・H　60・10・1	41	○○株式会社	－　－	
	ニイ　ハナコ 新居　花子	母	H　62・11・1			－　－	求職中
児童と同居している世帯員	ニイ　イチコ 新居　一子	姉	S・H・R　27・9・1	11	△△小学校6年		
	ニイ　イチロウ 新居　一郎	兄	S・H・R　3・5・10	5			同時申込中
	ニイ　ハマイチ 新居　浜一	祖父	S・H・R　35・7・1	66	漁業		
	ニイ　ハルコ 新居　春子	祖母	S・H・R　38・6・1	63	無職		
	ニイ　ハマジ 新居　浜次	叔父	S・H・R　1・5・1	37			障がい1級

マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード記載事項（数字）を記入してください。

学校名・学年、幼稚園名、保育園名を記入してください。

同居の祖父母がいる場合は、無職であっても勤務先欄へ記入をしてください。

該当する状況に☑ をつけてください。保育料等の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。

該当項目にチェック ※証明書等添付	□ ひとり親家庭	☑ 在宅障がい児（者）家庭 対象者（　）	生活保護家庭 □　年　月　日開

② 利用を希望する期間

いずれかに☑を記入してください。

十分に検討のうえ、第6希望まで記入してください。
入所調整により希望施設に入所できない場合があります。
入所できない場合の希望欄も必ず☑をしてください。

利用を希望する期間		第１希望	第２希望	第３希望
令和 9 年 4 月 1 日から ☑ 小学校就学前 □ 令和　年　月　日まで	施設名	□□保育園	○○保育園	認定こども園△△幼稚園
		第４希望	第５希望	第６希望
		△△保育園	◇◇乳児園	▽▽保育所
第１～６希望の施設に入所できない場合の希望		該当する□のいずれか一つに必ずチェックをしてください。 □ 希望園のみ入所を希望（入 ☑ 他園の紹介を希望（入所調 ① 自宅近く　2．勤務先近く □ 入所申込を取り下げる		
きょうだい全員が同一施設に入所できない場合の希望		きょうだい同時申込の場合、該当する□のいずれか一つに必ずチェックをしてください。 ☑ 同一施設への同時入所を希望（同園優先） □ 一名からでも希望順位の高い施設への入所を希望（順位優先）		

2人以上同時に申し込む場合は、必ずどちらかに☑を付けてください。

※入所辞退は、園の運営に影響を及ぼすほか、他の方が入所の機会を失う場合があります。
希望する施設については、十分に検討のうえ、通うことができる施設を記入してください。

③ 保育の利用を必要とする事由等

児童の父母（保護者）の該当する理由を〇で囲み、必要書類を提出してください。

	続柄		備　考
保育の利用を必要とする事由 ※証明書等添付	父	(1)．就労　２．妊娠・出産（出産予定日：　年　月　日）　３．疾病・障がい ４．介護、看護　５．災害復旧　６．求職活動 ７．就学　８．ＤＶ・虐待　９．その他（　）	就労、介護等従事時間 （　8　時間/１日） （　20　日勤務/月）
	母	１．就労　２．妊娠・出産（出産予定日：　年　月　日）　３．疾病・障がい ４．介護、看護　５．災害復旧　(6)．求職活動 ７．就学　８．ＤＶ・虐待　９．その他（　）	就労、介護等従事時間 （　時間/１日） （　日勤務/月）

勤務時間により、必要な保育の利用時間を記入してください。

希望する利用時間	利用曜日		備　考
	月　曜日から　金　曜日まで	8　時　30　分から　16　時　30　分まで	

いずれかに☑を記入してください。

希望する保育必要量の区分	
	□　保育標準時間（最大１１時間）認定　する保育時間は、標準時間・短時間とご家庭で保育ができない時間帯のみです。
	☑　保育　短時間（最大　８時間）認定

送り迎え	
主な送迎者（父・(母)・祖父・祖母・（　）　送迎方法（徒歩・(自動車)・自転車・（　）） 所要時間（15分）	

④ 祖父母の状況

		フリガナ 氏　名	年　令	就労の有無 （有の場合の勤務先）	申請児童との同居・別居 （別居の場合の住所）	傷　病	備　考
父方	祖父	ﾆｲ　ﾊﾏｲﾁ 新居　浜一	66	(有)・無 （　漁　業　）	(同居)・別棟・別居 （　）	有・(無)	
	祖母	ﾆｲ　ﾊﾙｺ 新居　春子	63	有・(無) （　）	(同居)・別棟・別居 （　）	有・(無)	
母方	祖父	 離別		有・無 （　）	同居・別棟・別居 （　）	有・無	
	祖母	ｽﾐﾄﾓ　ｶﾈｺ 住友　金子	55	有・(無) （　）	同居・別棟・(別居) （　松山市〇〇町一丁目1番1号　）	(有)・無	病気入院中

※施設記載欄　（施設・事業者を経由して提出する場合）

記入は不要です。

※市町村記載欄

記入は不要です。

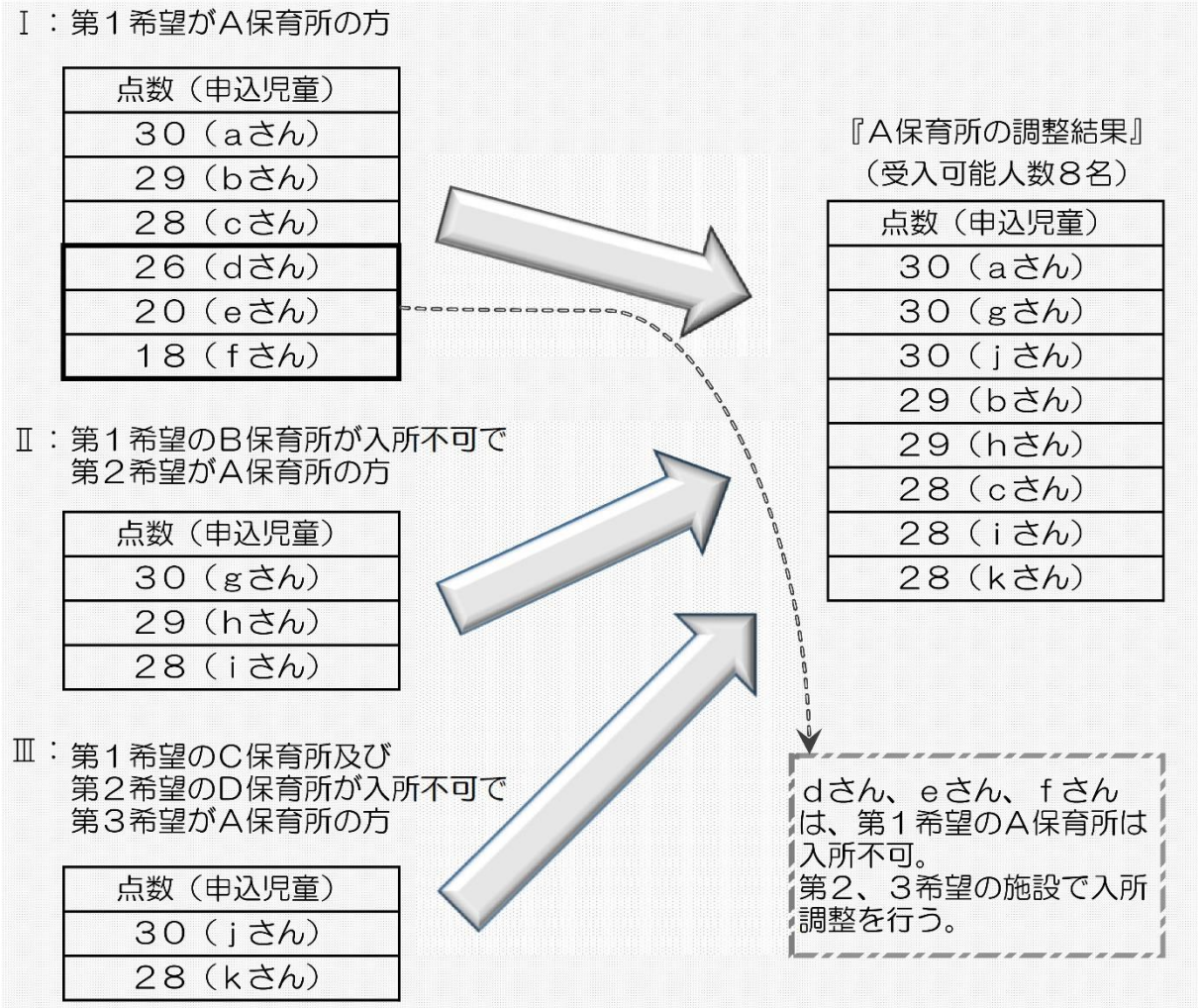
7．入所の利用調整とは

各施設、各年齢の受け入れ可能人数の範囲内で、優先度の高い方から入所していただけるよう、入所調整を行います。**（提出の先着順ではありません！）**

調整に際しては、優先度を判断するため採点を行います。採点は基準表に基づき、父、母それぞれの状況に応じて基準点を算出し、父母の基準点の合計点に、家庭状況等に応じた調整点で加減を行い合計点を算出し、合計点数がより高い方を優先度が高いものと判断します。採点後、優先度が高い方から各園の入所可能人数の範囲で、入所決定します。

希望の施設に入所できない場合で、他の利用可能施設等の紹介を希望する場合は、こども保育課よりご連絡します。

入所調整のイメージ（A保育所に入所決定するまで）



上図で、第１希望のＢ保育所への入所ができなかったｇさん、ｈさん及びｉさんについて、第２希望のＡ保育所で入所調整を行う場合、Ａ保育所を第１希望としたｄさん、ｅさん及びｆさんよりも優先度（点数）が高いことから、入所調整はｇさん、ｈさん及びｉさんが優先されることとなります。また、ｊさん及びｋさんについても、第３希望のＡ保育所で入所調整を行う場合、同様にｄさん、ｅさん及びｆさんよりも優先度（点数）が高いことから、優先されることになります。

（別表）

新居浜市保育施設等の入所調整に関する基準

1．保育利用の優先順位に関する基準点

番号	保育利用にあたる保護者の就労形態等						
	事由	細目			就労時間等		基準点
1	就労	会社員、公務員、パート、アルバイト等雇用されているもの			160時間以上／月		15
					140時間以上／月		14
					120時間以上／月		13
					80時間以上／月		12
					64時間以上／月		11
		就労先の内定が確認できるもの ※内職を除く			160時間以上／月		13
					140時間以上／月		12
					120時間以上／月		11
					80時間以上／月		10
					64時間以上／月		9
		自営業（農・漁業従事者を含む）	中心者		160時間以上／月		15
					140時間以上／月		14
					120時間以上／月		13
					80時間以上／月		12
					64時間以上／月		11
			協力者		160時間以上／月		13
					140時間以上／月		12
					120時間以上／月		11
					80時間以上／月		10
					64時間以上／月		9
		内職					8
2	妊娠・出産	出産予定日の属する月と前後各2か月（出産2か月後の月末まで）の間で出産・休養のため保育の必要があるもの					13
3	保護者の疾病・障がい等	病気やけがで入院や自宅療養をしているものや、精神もしくは身体に障がいを有するもの			1か月以上の入院		15
			居宅療養		常時臥床		15
				精神疾患		精神障害保健福祉手帳の所持以外で医師の診断のあるもの	13
				一般療養		医師が1か月以上の安静加療が必要と診断したもの	12
						上記以外で保育が困難とされる医師の診断のあるもの	8
			心身障害		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A 、精神障害保健福祉手帳1・2級		15
					身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害保健福祉手帳3級		13
					身体障害者手帳4級以下		11
4	介護・看護	親族等の看護、または介護をしているもの			160時間以上／月		15
					140時間以上／月		14
					120時間以上／月		13
					80時間以上／月		12
					64時間以上／月		11
5	災害復旧	震災、風水害、その他の災害復旧にあたるもの					15
6	求職活動	雇用条件等を確認できる就労先内定者を除いた就労活動中(起業準備を含む。)のもの					3
7	就学	職業訓練校を含む学校等に就学するもの※4			160時間以上／月		15
					140時間以上／月		14
					120時間以上／月		13
					80時間以上／月		12
					64時間以上／月		11
					居宅内での就学（通信教育等）		7
8	虐待・DV	虐待を受ける恐れがある、または配偶者から暴力を受ける恐れがあると認められるもの					15
9	育児休業	※新規申込み不可					―
10	不存在	離婚、死別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等					15

2．児童の家庭状況等に関する調整点

番号	考慮すべき世帯の状況等		
	事由	適用	調整点
1	ひとり親世帯 （母子・父子世帯）	配偶者と離婚、死別、または未婚であるもの。配偶者が拘禁中であるもの。離婚を前提に別居しているもの	5
2	生活保護世帯	生活保護の受給世帯	3
3	里親の委託を受けている世帯	里親委託（措置）決定通知書	2
4	生計中心者の失業	生計中心者が失業し(自発的失業を除く)、速やかな就労が必要であると認められるもの	3
5	虐待・DVの恐れがある場合	・保護証明(接近禁止命令、退去命令)を受けたもの ・「特別の支援を要する家庭」として、児童相談所等の通知を受けたもの	5
6	児童が障がい等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当の受給者証を交付されているもの及び障害児保育を行う必要が認められたもの	2
7	育児休業・産後休暇明け ※9との重複不可	育児休業・産後休暇明けで復職するもの	2
8	兄弟姉妹が同一の施設等の利用を希望する場合 （当項目内での重複不可）	既に兄弟姉妹が入所を希望する施設等に在籍しているもの※5	5
		複数の兄弟姉妹が、同時に同一の施設等の利用を申し込むもの	3
		既に兄弟姉妹が別々の施設等を利用している場合で、同一の施設等に申し込むため、転園を希望するもの	5
9	認可外保育施設を利用している場合 ※7との重複不可	認可外保育施設を認可保育所利用開始の2か月以上前から、16日／月以上、4時間／日以上利用しているもの	2
10	同学年の兄弟姉妹が同一の施設等の利用を希望する場合	双子等の多胎児が、同時に同一の施設等の利用を申し込むもの（例：双子…2点、三つ子…3点）	1×当該児童を含む同学年の兄弟姉妹の人数
11	保護者が以下に該当する場合（新居浜市内での勤務に限る。） ・幼稚園及び保育所等※6で保育士等※7として就労（内定含む。）する場合 ・保育所等※6の給食調理員として就労（内定含む。）する場合	就労時間が120時間以上／月のもの	7
		就労時間が64時間以上120時間未満／月のもの	4
12	小規模保育所など地域型保育事業所等の卒園児	小規模保育所など地域型保育事業所等を入所期間満了で卒園するもの（乳児園を含む。）	5
		連携施設の連携枠利用について内定を受けたもの	優先
13	同居する65歳未満の祖父母がいる場合	保育可能な、同居する65歳未満の祖父母がいるものただし、就労、疾病等で保育ができない場合を除く（確認できる証明が必要）。	−2
14	申込児童以外に申込のない未就学の兄弟姉妹がいる場合	家庭内等で保育可能な未就学の兄弟姉妹がいるものただし、その児童を介護する等、保育の必要性の事由に該当する場合を除く。	−2
15	保育料の未納がある場合	保育料の未納がある期別数に応じて減点を行う （最大−15）	−1×期別数
16	同一認定こども園内において、1号認定から2号認定への変更を希望する場合	申し込み時点で認定こども園の1号認定で在籍中であるものが、同施設の2号認定を申し込むもの	1
17	入所申込に必要な書類が指定する期日までに提出されないもの		−2

3．点数が同点の場合の優先順位（以下の順とする。）

1	既に兄弟姉妹が入所を希望する施設等に在籍しているもの
2	小規模保育所など地域型保育事業所等を卒園するもの（乳児園含む。）
3	複数の兄弟姉妹が、同時に同一の施設等の利用を申し込むもの
4	ひとり親家庭で同居する祖父母がいないもの
5	当該施設の希望順位が高いもの
6	基準点が高いもの
7	上記においても優先順位がつけられない場合は、世帯の状況等を総合的に判断し、入所調整を行う。

◆注意事項

※1　採点は父母それぞれの基準点の配点を合算し、調整点によって加減する。

※2　保護者の保育を必要とする事由が複数ある場合、原則として配点の高い方の事由で採点を行う。

※3　保育を必要とする事由が複数の区分に該当する場合は、それぞれの事由に係る従事時間等を合算し、最も従事時間の長いものを主たる理由として採点を行うものとする。

※4　1．の7就学の対象となるものは、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設への在学、または職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練または職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練もしくは職業訓練、もしくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練等。

※5　2．の8について、認定こども園において、1号認定で在籍中の児童がいる場合のきょうだい入所も含める。ただし、申込児童がすでに同園に在籍している場合を除く。

※6・※7　2．の11について、保育所等とは保育所、認定こども園又は地域型保育事業所等（家庭的保育事業所、小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業所又は事業所内保育事業所）をいい、保育士等とは、保育士資格、看護師免許、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許または養護教諭免許のいずれかを有する者をいう。なお、就労証明書により証明された場合及び保育士等就労に関する申出書の提出がある場合のみ該当する。

※8　保育所再編計画による採点については別途定める。

8．利用者負担額（保育料・副食費）について

（1）保育料（0～2 歳児）及び副食費（3～5 歳児・1 号認定の満３歳児）について

①保育料及び副食費の算定

保育料等は、下の表のとおり市民税所得割額によって決定します。

年度	令和８年度	令和９年度		令和１０年度
保育料等賦課月	９月～３月	４月～８月	９月～３月	４月～８月
対象市民税額	令和８年度分		令和９年度分	
対象市民税額の計算元となる収入	令和７年１月～１２月の収入		令和８年１月～１２月の収入	

②保育料の計算方法（例：P１４）

保育料及び副食費は、父母の市民税所得割額の合計により決定します。

ただし、生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち収入が多い方を家計の主宰者として認定し、父母とその家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。（住民票上別世帯であっても、同じ家屋で生活している場合は同居とみなします。）

なお、父母の給与明細等収入がわかるものを提出していただくことで、その収入のみで家計が成り立っていると判断される場合は、合算しません。

③市民税が未申告または変更となる場合

未申告の場合は、保育料及び副食費の算定ができませんので、必ず申告をしてください。

税額が確定しない場合は、保育料は最高額で賦課、副食費は納入対象として決定しますので、ご了承ください。

④保育料の軽減措置

保育所等を利用する市民税非課税世帯を対象として、保育料を無償化します。また第２子目以降の保育料の軽減措置は、以下のとおりとなります。

ア　市民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、年齢制限なく第２子目は半額、第３子目以降は無料となります。

イ　要保護者等世帯の市民税所得割額 77,101 円未満の世帯は、年齢制限なく第２子目以降は無料となります。

ウ　ア及びイ以外の世帯について、同一世帯に小学校３年生以下の子どもが２人以上いる場合、第２子目は半額、第３子目以降は無料となります。

※要保護者等世帯・・・ひとり親世帯、在宅障がい児（者）家庭等

●保育料の計算方法

（例）児童クラス年齢：２歳児クラス　保育の必要量：保育標準時間

父：自営業（普通徴収）　母：会社員（特別徴収）

父母の市民税額 ＝ （ 28,140 円 － 1,500 円 ） ＋ （ 147,400 円 ＋ 60,000 円 ） ＝ 234,040 円

市民税・県民税通知書（普通徴収）

		決定	
課税標準額	総所得		469,000
	長期譲渡所得		-
	短期譲渡所得		-
	株式等譲渡所得		-
	上場株式等の配当所得		-
	先物取引		-
税額	区分	市民税	県民税
	均等割①	3,500	2,200
	算出所得割②	28,140	18,760
	調整控除③	1,500	1,000
	配当控除④	-	
	住宅借入金等特別税額控除⑤	-	
	寄付金税額控除⑥	-	
	外国税額控除等⑦	-	
	配当割・株式譲渡所得割控除⑧	-	
	計 ①+（②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧）	30,100	19,900
年税額			50,000
控除出来なかった配当割・株式譲渡所得割			-

給与所得等に係る市民税・県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	208,980
		税額控除額⑤	61,500
		所得割額⑥	147,400
		均等割額⑦	3,000
	県民税	税額控除前所得割額④	99,320
		税額控除額⑤	41,000
		所得割額⑥	98,300
		均等割額⑦	1,700
	森林環境税額⑧		1,000
	特別徴収税額⑨		250,400
	控除不足額⑩		0
	既充当・既委託納付額⑪		*********
	既納付額⑫		*********
	差引納付額（⑨-⑫-⑩,⑪）		250,400
	変更前税額⑬		*********
	増減額（⑨-⑬）		*********
	変更月		月

●内訳

住宅借入金等特別控除

60,000 円

調整控除

1,500 円

※保育料を算定する市民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「寄附金控除（ふるさと納税等）」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」は適用されません。

※普通徴収と特別徴収の両方で徴収されている方は、普通徴収の通知書の市民税所得割額で計算してください。

新居浜市保育所保育料徴収基準額表（２・３号認定）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				保育料月額（単位　円）	
階層区分	定義			保育 標準時間認定	保育 短時間認定
Ａ	生活保護世帯等			0	0
Ｂ	Ａ階層を除き、当該年度分（４月から８月までにあっては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯			0	0
Ｃ１	Ａ階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯		7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯		16,000	15,700
Ｃ２	Ａ階層及びＣ１階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100
Ｄ１		48,600円以上57,700円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
Ｄ２		57,700円以上72,800円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
Ｄ３		72,800円以上77,101円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
			要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400
Ｄ４		77,101円以上97,000円未満		30,000	29,400
Ｄ５		97,000円以上133,000円未満		37,000	36,300
Ｄ６		133,000円以上169,000円未満		44,500	43,700
Ｄ７		169,000円以上213,000円未満		48,000	47,100
Ｄ８		213,000円以上257,000円未満		52,000	51,100
Ｄ９		257,000円以上301,000円未満		57,000	56,000
Ｄ１０		301,000円以上397,000円未満		60,000	58,900
Ｄ１１		397,000円以上		63,000	61,900

保育料は 52,000 円と算定されます。

⑤副食費の軽減措置

２号認定の要保護者等世帯については市民税所得割額 77,101 円未満、同じく２号認定の一般世帯については市民税所得割額 57,700 円未満、及び１号認定の世帯については市民税所得割額 77,101 円未満の場合に、副食費を免除します。同一世帯に小学校３年生以下の子どもが３人以上いる場合は、第３子目以降の副食費は免除になります。（※第２子目について、半額の軽減措置はありません。）

⑥その他

公立・私立保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の保育料の基準は同じです。

月の途中退所の場合、保育料及び副食費は日割りで計算されます。

病気やご家庭の事情等により登園できない場合も、在籍をもって保育料等がかかります。

０歳児クラスから２歳児クラスの子どもの副食費は保育料に含まれます。

（２）保育料及び副食費の納入について

①納入先について

・保育料・・・公立・私立保育所は市に、認定こども園・地域型保育事業所は各園に納入

・副食費・・・公立保育所は市に、私立保育所・認定こども園・幼稚園は各園に納入

②納入方法について

・納入先が市の場合・・・口座振替による方法と納入通知書（コンビニエンスストアでの納付、またはスマートフォン等アプリのキャッシュレス決済も可能）による方法の２通りがありますが、できるかぎり口座振替による納付をお願いします。

※口座振替手続き完了後、はがきが届きますので振替開始時期を必ずご確認ください。振替開始時期までは納入通知書による納付が必要です。

・納入先が各園の場合・・・各園にお問い合わせください。

（３）滞納処分について

保育料は、保育所を運営するための費用に充てられる大切なものです。

保育料の滞納は見逃すことができない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。保育料を納入期限までに納めていただけない場合には、法令の規定により、給与、不動産など財産の差押え処分を実施します。

また、副食費につきましても、保育料と同様に給食を提供するための費用となる大切なものですので、納入期限までに納めてください。

なお、納入が困難な場合については、こども保育課までご相談ください。

９．幼児教育・保育の無償化について

詳細はコチラ

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、令和元年１０月１日から、３歳児から５歳児（小学校就学前）までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となりました。（※０歳児から２歳児までの市民税非課税世帯の子どもも対象です。）ただし、実費として徴収される費用（通園送迎費、副食費、行事費用等）と延長保育料は無償化の対象外です。

なお、１号認定を受けている子どもで、保護者の就労等により預かり保育を利用している場合、申請を行い保育の必要性の認定を受けると、預かり保育についても無償化の対象（上限額あり）となります。

（１）無償化の対象となる費用

<table>
<tr><th rowspan="2">施設・事業</th><th colspan="3">無償化の内容</th></tr>
<tr><th>０～２歳児</th><th>満３歳児※1</th><th>３～５歳児</th></tr>
<tr><td>保育所、認定こども園（２・３号）</td><td colspan="2" rowspan="2">市民税非課税世帯のみ利用料無償</td><td>利用料無償</td></tr>
<tr><td>地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）</td><td></td></tr>
<tr><td>幼稚園、認定こども園（１号）</td><td></td><td colspan="2">利用料無償</td></tr>
<tr><td>幼稚園、認定こども園（１号）の預かり保育※2</td><td></td><td>市民税非課税世帯のみ
月額 17,700 円を上限に利用料無償</td><td>月額 12,300 円を上限に利用料無償</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設※2※3</td><td colspan="2" rowspan="3">市民税非課税世帯のみ
月額 45,700 円を上限に
利用料無償</td><td rowspan="3">月額 40,300 円を上限に利用料無償</td></tr>
<tr><td>一時預かり事業、病児保育事業※2※3</td></tr>
<tr><td>ファミリーサポート・センター事業※2※3</td></tr>
</table>

※１　満３歳児とは、３歳になってから最初の３月３１日までの間の子どもです。
※２　無償化の対象となるのは、保育が必要な子どもに限ります。
※３　認可保育所等に入ることができない人に対する代替的な措置として「預かり」を利用した場合に限ります。

幼稚園	シオン幼稚園、神郷幼稚園、パコダ幼稚園
認定こども園	泉幼稚園、グレース幼稚園、ひかり幼稚園、菊本幼稚園、愛光幼稚園、聖マリア幼稚園

神郷幼稚園は、４歳児から５歳児までの２年保育になります。

（２）無償化の認定申請について

①認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所を利用する場合

施設の利用にあたり、改めて手続きをする必要はありません。

②幼稚園や認定こども園等の預かり保育を利用する場合

利用日までに、利用（予定）施設を通じ、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第２号・第３号）」を提出してください。保育の必要性の事由に応じて、「就労証明書」等が必要になります。

③認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等を利用する場合

利用日までに、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第２号・第３号）」をこども保育課へ提出してください。保育の必要性の事由に応じて、「就労証明書」等が必要になります。

１０．その他の保育サービスについて

（１）一時預かり事業について

新居浜市では、公立保育所において**「一般型」**、私立施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れることができる**「余裕活用型」**の２区分で、また、地域子育て支援拠点施設において、一時預かり事業を実施しています。受付方法については、各施設で異なりますので、事前に問い合わせください。

＜利用例＞「保護者が仕事をしている場合」
「保護者の入院や出産など緊急で保育が必要な場合」
「育児疲れなどでリフレッシュしたい場合」などに　　お預かりしています。

実施施設一覧（保育施設）

区分		施　設　名	住　　所	ＴＥＬ (0897)	一時預かり事業の実施内容					
					対象者	利用要件	利用定員	利用料	利用回数	申し込み
一般型	公立	若宮保育園	新居浜市新田町一丁目８番３８号	32-4194	市内在住で満１歳から就学前の児童	短時間就労、病気、入院、出産、介護・看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど	１５名／日	全日(8:30～16:30)給食有　1,500円/日 半日(8:30～12:30)給食有　1,000円/日 半日(8:30～11:30、13:30～16:30)給食無　700円/日 延長保育(開園～8:30、全日・半日の時間を超えて閉園まで)　200円/30分	１週間に３日（月に１２日）限度	実施施設へ直接申し込んでください ※利用前に面接が必要です
余裕活用型	こども園 認定	認定こども園 泉幼稚園	新居浜市王子町４番３０号	32-4088	保育所に入所していない、市内在住で１歳(４月１日現在）から就学前の児童		施設の利用定員に空きがある場合の利用となるため、実際の利用時に確認が必要			
	地域型保育	かがやき保育園	新居浜市西原町二丁目２番１１１号	31-5535	保育所に入所していない、市内在住で０歳から就学前の児童				利用回数に制限なし ただし、施設の利用定員に空きがある場合の余裕活用型となるため、実際の利用時において確認が必要	
		かがやきぷらす保育園	新居浜市久保田町二丁目４番４１号	47-8728						
		ぽこ・あ・ぽこ保育園	新居浜市又野一丁目６番２０号	47-6352						
		ひまわり乳児園	新居浜市郷三丁目１６番７号	67-1281						
		こども園みるみる	新居浜市西原町一丁目１番６２号	37-1911						

※　施設によって、利用にあたっての取り扱いに違いがありますので、事前に詳細をお問い合わせください。
※　市内在住ではない場合は原則利用ができませんが、里帰り出産の場合に限り利用可能です。また、若宮保育園（一般型）については、市内在住であれば、保育所等への入所の有無に関わらず利用可能です。

実施施設一覧（地域子育て支援拠点施設）

施　設　名	住　　所	ＴＥＬ (0897)	一時預かり事業の実施内容					
			対象者	利用要件	利用定員	利用料	利用回数	
moku moku hiroba	新居浜市萩生407番地の2	47-6690	市内在住または、新居浜市に里帰り中の児童で、保育所に入所していない原則6か月以上3歳未満の児童	短時間就労、病気、入院、出産、介護・看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど	1時間あたり3人	200円/時間（１日３時間以内）	月６回まで	↑詳細はこちら

※　1日3時間以内、1時間単位で利用可能です。
※　利用予定の施設に遊びに行ったことがない方は、お子さんへの配慮のために一度遊びにお越しください。その後、一時預かりが利用できます。
※　詳細は、各拠点施設へお問い合わせください。

（2）病児・病後児保育について

新居浜市に在住し、保育所等に通所中の乳児・幼児又は小学校に就学している子どもが、病気の「急性期…症状がはっきり現れた状態」から「回復期…症状が治まった状態」にあたり、入院治療の必要はないが集団保育が困難で、かつ家庭での保育が困難な場合に預かります。また、家庭で保育されている子どもでも、保護者の都合で病気の子どもを看ることができない場合は利用できます。

【例えばこんな病気の時】　かぜ　扁桃腺炎　気管支炎　嘔吐　下痢　中耳炎　水ぼうそう
おたふくかぜ　はしか　風疹　手足口病　結膜炎　外傷　など

●利用のしかた

①事前登録を行ってください。（保育施設やこども保育課、なかよし園で登録できます。緊急の場合は当日登録用紙を提出することで利用できます。）
②医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。（病種、症状により利用できない場合があります。また、病気の診断書は必要ありません。）
③なかよし園へ電話で利用状況を確認のうえ、登園してください。
④当日、施設へ利用料（食事、おやつ、保育教材代を含む。）を納付してください。

【利用料】2,700 円/日（市民税非課税世帯：1,800 円・生活保護世帯/無料）

	定員	利用可能時間	問い合わせ先
なかよし園 （十全総合病院東隣） 住所：新居浜市北新町１番３号	４名/日	月～金曜日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始・地方祭は除く	33-1818（内線 7150） 090-5276-3339 （8:00～18:00）

（3）休日保育について

新居浜市に在住する１歳（4 月 1 日時点）から就学前までの児童で、新居浜市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所に入所している児童であって、常態的に（※）児童の保護者が日曜日・祝日に勤務等のため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に休日保育を実施しています。

（※）常態的にとは、最低月 1 回（年間で１２日）以上、日曜日または祝日に勤務すること等が見込まれる場合をいいます。

	定員	実施日	利用時間	利用料
ひまわり乳児園 住所:新居浜市郷三丁目 16 番７号 電話：６７－１２８１	６名/日	日曜日及び国民の祝日 ※ただし、１２月３１日から １月３日までは除く	標準認定 8:00～18:00 短時間認定 8:30～16:30	無料※

※短時間認定の方が延長する場合は、２００円／３０分が必要です。
※利用手続きは、現在通所している園を通じて申し込みが必要です。詳しくは、実施園へお問い合わせください。

１１．施設一覧

【保育所】

区分	保育所名	所在地	電話番号	開所時間	延長保育	備考
公立	若宮保育園	新田町一丁目８番３８号	32-4194	7：15～18：15		
	新居浜保育園	泉宮町７番１１号	32-3624			新規募集無し※
	高津保育園	松の木町３番１２号	32-2032			
	多喜浜保育園	多喜浜五丁目４番５３号	45-0362			
	東田保育園	東田一丁目甲１２１５番地の１	41-7576			
	船木保育園	船木甲４３１９番地	41-6008			
	角野保育園	中筋町二丁目４番３４号	41-7238			
	大生院保育園	大生院３４４番地１	41-7232			
私立	朝日保育園	新須賀町三丁目4番5号	32-4647	7：00～18：00	19:00まで	
	みなと保育園	港町１５番３８号	32-3225			土曜は延長保育無し
	十全保育園	西原町二丁目３番１２号	33-3055			土曜は延長保育無し
	新居浜八雲保育園	八雲町２番１４号	32-5604			土曜は延長保育無し
	はぴねすnursery school	若水町一丁目９番１３号	37-3060	7：30～18：30		
	ルンビニ乳幼児保育園	東雲町三丁目２番２号	33-2026	7：00～18：00		
	新居浜南沢津保育園	高津町１２番５８号	32-9654			土曜は延長保育無し
	ミドリ保育園	八幡二丁目４番６９号	33-3789			土曜は延長保育無し
	めぐみ保育園	田の上三丁目１番５３号	46-1414			土曜は延長保育無し
	新田保育園	角野新田町三丁目１２番５１号	41-5401			
	泉川保育園	松原町１１番１５号	41-7211			土曜は延長保育無し
	みどり園保育所	喜光地町二丁目６番８号	41-5031			土曜は延長保育無し 生後3か月以降申込可
	すみれ保育園	土橋二丁目１３番１６号	41-5039			土曜は延長保育無し
	中萩保育園	中萩町８番１号	41-7233			土曜は延長保育無し
	さくら乳児園	桜木町１１番２１号	35-1381		18:30まで	土曜は延長保育無し
	新居浜上部のぞみ保育園	中村二丁目８番４９号	41-1339			土曜は延長保育無し
	新居浜萩生保育園	萩生１０９１番地の１	40-0422			土曜は延長保育無し
	金子保育園	一宮町二丁目６番65号	66-8787			

※ 新居浜保育園については令和10年度3月末を限度に閉園

【地域型保育事業所】

保育所名	所在地	電話番号	開所時間	延長保育	備考
かがやき保育園	西原町二丁目２番１１１号	31-5535	7：30～18：30	19:00まで	
かがやきぷらす保育園	久保田町二丁目4番４１号	47-8728		19:00まで	
ぽこ・あ・ぽこ保育園	又野一丁目６番２０号	47-6352			
こども園みるみる	西原町一丁目１番６２号	37-1911			
ひまわり乳児園	郷三丁目１６番７号	67-1281			

〇地域型保育事業所は卒園後の受け皿として連携施設を設定しています。卒園後は連携施設への入所が優先されますが、希望者数等の状況により入所できない場合があります。

【認定こども園】

名称	所在地	電話番号	開所時間			備考
			２・３号	１号	預かり保育	
認定こども園 泉幼稚園	王子町４番３０号	32-4088	7：30～18：30	8:30～14:30（水は11:30まで）	16：30まで	生後６か月から申込可
認定こども園 ひかり幼稚園	山根町8番１０号	44-7512		8:30～14:00	16：30まで	
認定こども園 グレース幼稚園	萩生２７２６番地の１	43-3151		10:00～14:00	朝7:30～10:00・夕18：30まで	生後３か月から申込可
認定こども園 菊本幼稚園	菊本町二丁目1番35号	32-4689		10:00～14:00	朝7:30～9:00・夕18：00まで	（２・３号） 1歳児から申込可 短時間保育9:00～17:00
認定こども園 愛光幼稚園	西原町一丁目４番６号	32-3442		8:30～14:00	朝7:30～8:30・夕18：00まで	1歳児から申込可
認定こども園 聖マリア幼稚園	繁本町８番１６号	33-2577		8:30～14:00	朝8:00～8:30・夕17：30まで	

【幼稚園】

名称	所在地	電話番号	開所時間		備考
			１号	預かり保育	
神郷幼稚園	郷三丁目８番１６号	45-0170	９：00～14：00（水は12:00まで）		
シオン幼稚園	北新町４番１９号	32-5624	８：30～13：30	17：30まで	
パコダ幼稚園	松神子三丁目9番20号	46-3126	９：00～14：00	朝7:30～8:30・夕17：30まで	

〇幼稚園・認定こども園（１号）の開所時間は、行事等により午前保育になる場合があります。また、長期休暇中の預かり保育については各園にお問い合わせください。
〇短時間保育（２・３号認定）について、備考欄に記載のない園の利用可能時間帯は**８：30～16：30**です。